

平成27年5月21日

〒105-0004

東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル702

ホノルルマラソン日本事務局 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18番22号

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-265-9258, FAX: 052-265-9259)

申入れ終了のご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴局におかれましては、当法人からの再度の申し入れ(平成27年1月7日付)に対し、ご回答いただき(平成27年3月6日付)、ありがとうございました。

同回答書では、貴局は本件参加料の支払に民法536条1項の適用がない旨主張されていますが、参加者は、参加料の支払なくしてホノルルマラソンに参加できない以上、同支払が参加の対価としての性質を持つことは否定できません。しかしながら、平成26年10月7日付局回答書で同意書第3項を改訂する旨ご回答いただき、実際に同項が改訂されたこと、貴局が想定している同意書第10項の適用場面や返金作業に係る貴局の事務量等に鑑みると、現状の第10項の規定でもやむを得ないと考えられましたので、当団体としての貴局に対する申入れは、これを以て終了することといたします。

もともと、当団体としましては、今後も、ホノルルマラソンの実際の運用が適正なものとなっているかについて引き続き関心を持って取り組んでいく所存であり、必要に応じて改めて是正等の申入れをさせていただくこともあろうかと存じますので、その旨申し添えます。

最後になりますが、貴局の速やかな対応に御礼申し上げますとともに、ホノルルマラソンの益々のご発展を祈念申し上げます。

敬具